

教育委員にふさわしい人材推薦（自薦・他薦）の仕組みについて

中野区は、区長の教育委員選任にあたり、広く区民の声が反映できるよう、教育委員にふさわしいと思う候補者を区民が推薦する「教育委員候補者区民推薦制度」（以下「区民推薦制度」という。）を設けています。

区民推薦制度は、教育論議の場としての「教育フォーラム」と、候補者を推薦する「区民推薦」のふたつの仕組みを組み合わせることで、教育への区民参加を目指してきました。

区民推薦制度による教育委員候補者の推薦は、平成 8 年と平成 12 年の 2 回実施され、教育フォーラムでは教育をめぐる様々な問題が話し合われるなど、教育への区民参加という視点からは一定の成果をおさめることができました。一方の区民推薦については、推薦の参加者数、被推薦者数はともに減少し、参加の仕組みとしての広がりや区民の関心度などから、所期の目的を必ずしも十分に果たしてきたとはいえません。

平成 17 年に複数の教育委員が任期満了を迎えます。後任委員の選任にあたり、区民推薦制度における課題や教育行政をめぐる動向などを踏まえ、区民推薦制度全般を見直し、中野区の教育委員にふさわしい人材を広く求めていくため、新たな参加の方式として「中野区の教育委員にふさわしい人材推薦の仕組み」をつくります。

1 区民推薦制度の課題

- 「教育フォーラム」は、教育論議の場として、また教育の区民参加の受け皿としての役割は果たしましたが、中央と各地域センターでの開催や積極的な P R にもかかわらず、第 2 回の参加者は大幅に減少しました。

教育フォーラム参加者 第 1 回（平成 8 年） 1,501 人

第 2 回（平成 12 年）1,058 人

- 教育フォーラムの参加者からは「フォーラムは有意義だった」という声とともに、「区民推薦制度を実施するときだけでなく、毎年開催してほしい」との意見も多く、フォーラムそのものの意義については評価されています。
- 教育委員会では、教育行政へ区民意見を反映させるため、地域での委員会の開催や意見交換会の実施など、さまざまな取り組みを進めています。これからは、教育フォーラムの持っていた意義を生かし、区民が主体となった自由

な教育論議の機会がつくられることが望めます。

- 「区民推薦」では、区民の声を直接区長へ届けられる反面、普段、教育への関わりのあまりない区民は、どういう人材が教育委員にふさわしいのかよく分からないため、参加しにくいといった側面がありました。

区民推薦参加者 第1回（平成8年） 4,615人

第2回（平成12年）3,290人

- 被推薦者に意見表明などのできる場が用意されていないことから、区民は推薦を受けた候補者が教育に関してどのような意見や識見を持っているのか知る機会がありません。
- 推薦に参加した区民が100名に達した場合に、候補者の氏名を公表する基準が設けられているため、あたかも公表された候補者の中から任命される仕組みであるかの印象がもたれていました。

2 新しい仕組みの考え方

- 教育委員の選任にあたり、区長の候補者選定の過程に区民が参加できる仕組みとし、区民の教育に対する関心を喚起し、参画意識が高まるものとします。
- 職業や年齢、性別などのバランスを考慮しながら、幅広い人材の中から教育課題に的確に対応できる人材を発掘し、区長の選択の幅を広げます。
- 教育委員としての意欲と熱意だけでなく、教育に関する識見や中野区の教育課題に対する認識をしっかりと備えた人材を発掘できるようにします。
- 自ら教育委員を目指す者（自薦）や区民が教育委員にふさわしいと思う者（他薦）を登録する住民参加の仕組みとします。
- 自薦・他薦で登録された者は、教育に関する決められたテーマについて、公開の場で区長や区民に向けて自らの意見などを発表し、教育に対する課題の認識やその解決のための取り組みなどを明らかにします。
- 登録された人材のプロフィールや取り組もうとする課題、発表した意見の概要などを区民に明らかにして、仕組みの内容と手続の過程を分かりやすいものにします。
- 他薦については、推薦参加者（複数の推薦書、無効推薦書を含む。）や被推薦者（登録されなかった者を含む。）の総数などを実施結果として公表し、公明さを確保します。
- この仕組みは、区長が教育委員候補者を選ぶ手段のひとつとして実施するもので、登録された候補者の中から必ず選任されるものではありません。
- 原則として教育委員が任期満了を迎える年の前年に実施し、同じ年に任期満了を迎える者が複数いる場合は、これらに対応できるものとします。

3 新しい仕組みの手続き等 別添体系図参照

■自薦による場合

（自薦に応募できる人）

教育委員を目指す者（以下「自薦登録者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければなりません。

この仕組みを実施する年の10月1日現在において、満25歳以上であること

中野区長の被選挙権を有すること

人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有していること

破産者にあつては復権を得ていること

禁錮以上の刑に処せられたことがないこと

（応募方法）

（1）応募は、住所・氏名等のほか、次の事項を所定の用紙（応募用紙）に記載し行います。

プロフィール（自己PR）

教育委員になった際に取り組む課題（箇条書き）

教育委員へ応募した理由（400字以内）

（2）受付期間は、10月中に3週間程度の期間で別に定めます。

（3）応募用紙は、区役所本庁舎及び各地域センターに置きます。また、ホームページからもダウンロードできます。

（4）提出方法は、総務部総務分野人材推薦担当へ直接持参するか、期限内に郵送（必着）するものとします。

■他薦による場合

（推薦書を提出できる人）

区民が教育委員にふさわしいと思う人材を推薦するには、この仕組みを実施する年の10月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号の要件を満たしていなければなりません。

基準日において、年齢が満18歳以上であること

基準日において、中野区に住民登録又は外国人登録をしていること

（推薦方法等）

（1）教育委員にふさわしいと思う人物1名を、1回だけ推薦できます。

（2）推薦受付期間は、10月中に3週間程度の期間で別に定めます。

（3）推薦用紙は区役所本庁舎及び各地域センターに置きます。また、ホーム

ページからもダウンロードできます。推薦用紙を複写したものや、郵便はがきに所定の事項を記載して推薦することもできます。

- (4) 提出方法は、区役所本庁舎又は各地域センターに置く推薦箱に投函するか、郵送とします。なお、FAX及びEメールによる提出は無効(推薦人自署のため)とします。
- (5) 推薦者の氏名は、被推薦者に伝える旨を、推薦用紙に明記します。
- (6) 必要に応じて、推薦者自身が推薦行為を行ったか否かを確認する場合があります。(このことも推薦用紙に明記します。)

(記載内容等)

- (1) 推薦書には以下の事項を記載します。
 - 被推薦者の氏名、住所及び推薦理由
 - 推薦者の氏名(自署に限る)、住所、誕生日
- (2) 日本語(ローマ字つづりを含む。)で記載します。
- (3) ただし、外国人が推薦者として氏名を自署する場合は、外国語(漢字またはローマ字つづりに限る。)で記載できます。

(推薦期間終了後)

推薦受付期間終了後、被推薦者に対し意見発表の意思があるか否かを、確認します。

教育委員になる意思をもつ者(以下「他薦登録者」という。)は、氏名を公表することとし、自薦登録者と同様に「教育委員になった際に取り組む課題」と「プロフィール(自己PR)」を書面で提出してもらいます。

他薦登録者は、自薦登録者と同様に意見発表を行います。

(他薦登録者の資格等)

- (1) 1名以上の区民から推薦のあった者は、他薦登録者とします。なお、推薦書が無効であった場合は登録を取り消します。
- (2) 他薦登録者となるための資格は、区民からの推薦を受けていることのみは、自薦登録者と同様とします。
- (3) 推薦を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、他薦登録者とせず氏名の公表は行いません。

他薦登録者となる意思がない場合

推薦書に記載された住所で所定の期間までに連絡がとれない場合、又は返答がなかった場合

推薦書の要件が満たされておらず、推薦が無効の場合

被推薦者が、自薦登録している場合(自薦登録者として氏名を公表)

（推薦結果の報告等）

以下のとおり、推薦結果を整理します。

集計して区長へ報告するもの

- 推薦参加者の総数（複数の推薦書、無効推薦書を含めた総数）
- 被推薦者の総数（登録者とならなかった者を含めた総数）

集計せず報告しないもの

- 特定の被推薦者に対して、複数の推薦書が寄せられた数

その他、結果を整理して報告するもの

- 他薦登録者の氏名・住所の概略・推薦理由

（推薦理由は、多数挙げられている場合は集約し整理します。）

4 意見発表

（１）同一のテーマで時間内に発表します。

12月上旬から中旬に意見発表の場を設けます。

自薦登録者・他薦登録者全員が、あらかじめ決められたテーマについて、一定の時間内に意見を発表します。

（２）意見発表に先立ち、次の点を冊子にまとめて、区長へ報告します。冊子は意見発表会当日、傍聴者にも配布して、自由に見ながら意見を聞けるようにします。

自薦登録者

- ・ 教育委員になった際に取り組む課題
- ・ プロフィール（自己PR）
- ・ 応募理由

他薦登録者

- ・ 教育委員になった際に取り組む課題
- ・ プロフィール（自己PR）
- ・ 推薦理由

（３）区長から、登録者へ質問する時間を設けます。

意見発表は、事前にテーマを周知したうえで行いますが、これとは別に、区長は個別に登録者へ質問することができます。

質問の内容は事前に知らせず、区長がその場で聞くことになります。

質問の内容は、登録者によって変わることがあります。

（４）意見発表は区民が自由に傍聴できます。

意見発表会は、区民らが自由に傍聴できますが、登録者へ質問したり意見を述べたりすることはできません。

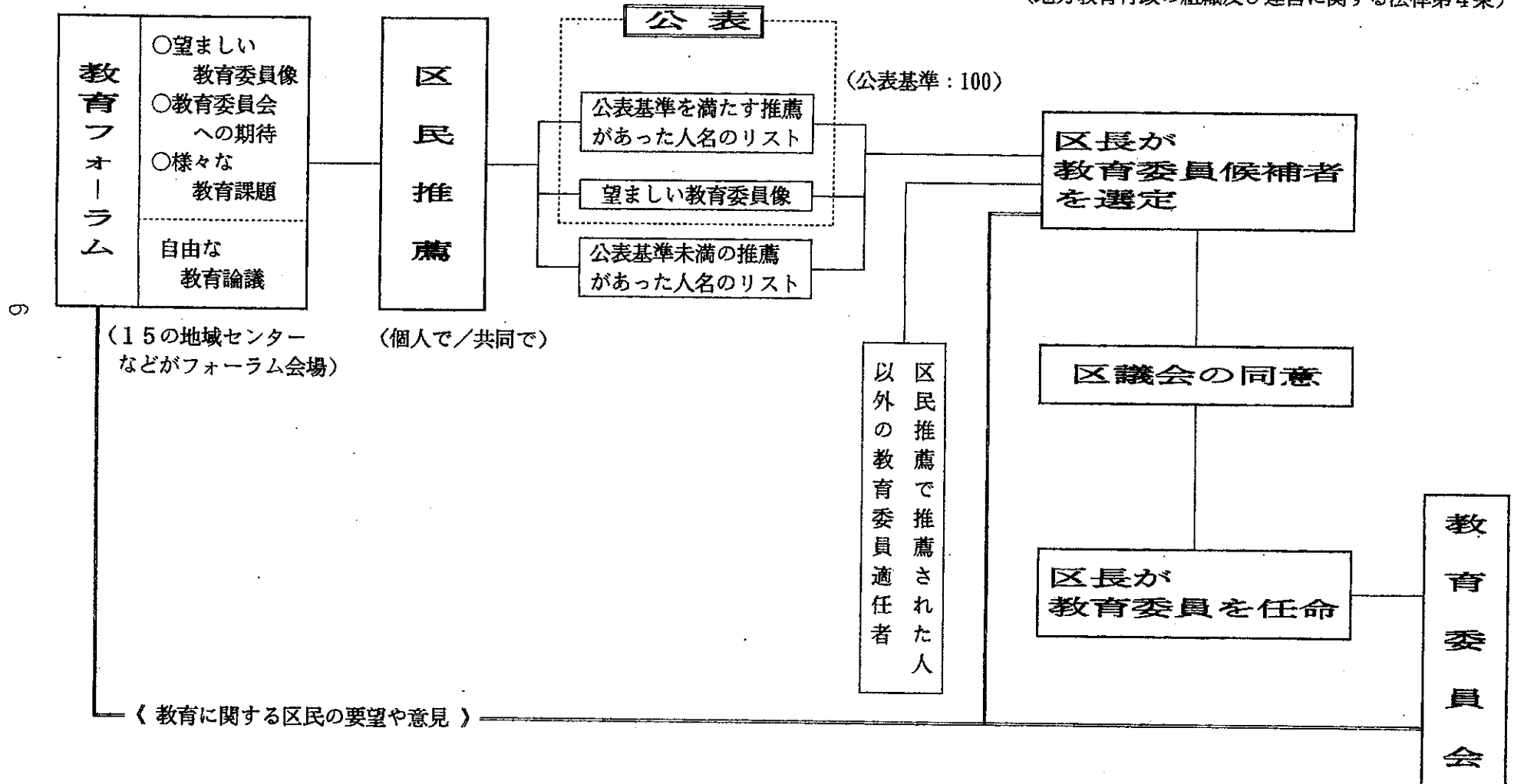
登録者が、他の登録者の意見発表を聞くことも可能です。

教育委員候補者区民推薦制度と教育委員任命手続の流れ

区民参加のしくみ

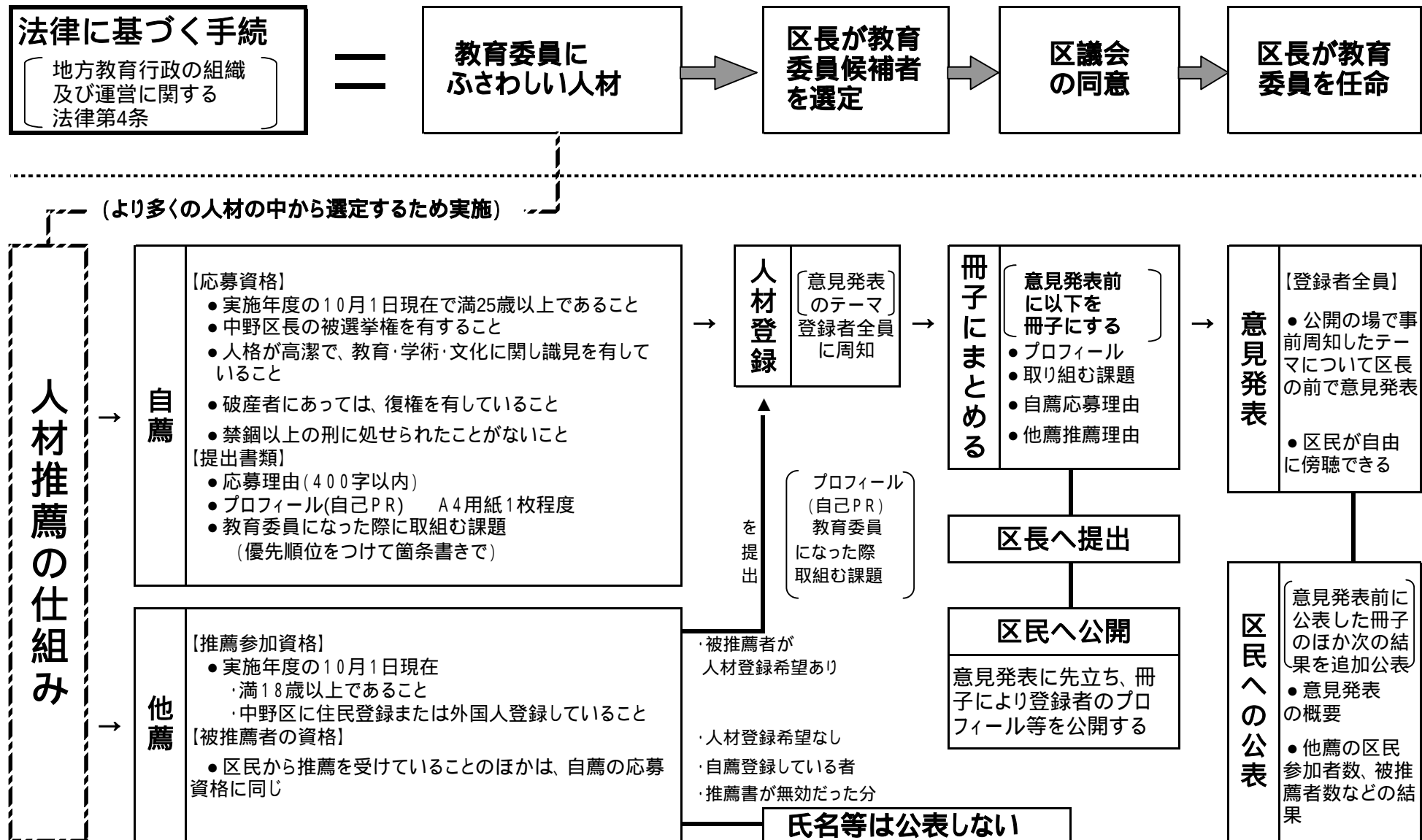
法律に基づく手続

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条)



教育委員任命手続の流れと中野区教育委員にふさわしい人材の推薦(自薦・他薦)の仕組み

2004年8月27日



【 参 考 】

教育委員にふさわしい人材推薦(自薦・他薦)の仕組み 新
と教育委員候補者区民推薦制度 旧 との新旧対照表

	教育委員にふさわしい人材推薦 (自薦・他薦)の仕組み	教育委員候補者区民推薦制度
制度・仕組みの 基本的な考え方	教育委員の選任にあたり、区長の候補者選定の過程に区民が参加できるとともに、幅広い人材の中から教育委員にふさわしい人材を発掘することを目的とする。	区長が区民から教育委員候補者の推薦を受ける仕組みで、区長が教育委員を任命するに際して、区民の声を反映させることを目的とする。
教育フォーラム	(廃止)	区民推薦の契機となるよう、教育の現状や課題、教育委員会への期待、望ましい教育委員像など、教育に関して区民が自由に論議する場とする。
他薦による 氏名公表基準	推薦者が1名以上おり、本人が教育委員を目指す意思があれば公表。	推薦総数が100名に達し、本人が氏名の公表に同意した場合に公表
自薦による 人材登録	(新設) 【登録要件】 自ら教育委員を目指すものは、自薦により人材登録この仕組みを実施する年の10月1日現在において、 満25歳以上であること 地教行法第4条第2項に該当しない者 【登録の申し出】 プロフィール(自己PR) 応募理由 教育委員になった 際に取り組む課題 _____ 等を書面で提出する	_____
意見発表に先立ち 登録者のプロフィール 等を公表	(新設) 登録者が提出した以下の書類を、意見発表に先立ち区長へ提出するとともに、区民へ公表する。 プロフィール(自己PR) 教育委員になった際に取り組む課題 自薦登録者の応募理由 他薦登録者の推薦理由	_____
意見発表	(新設) ●人材登録者全員が、公開の場で事前に周知した教育に関するテーマについて、区長の前で意見発表を行う。 ●実施の際は、区民が自由に傍聴できるものとする。 ●意見発表開催後、意見の概要を冊子にして公表する。	_____